

令和8年度産業廃棄物
収集運搬業務委託（陸上埋立）

設計図書

この表紙を除く枚数（10ページ）

令和8年度産業廃棄物収集運搬業務委託（陸上埋立）仕様書

（業務内容）

第1条 竜田川浄化センター及び山田川浄化センターホッパー室から排出される汚泥（以下「汚泥」という。）を収集し、第3条に掲げる最終目的地に搬入する業務とする。

（汚泥処分業者）

第2条 汚泥の処分業者（以下「処分業者」という。）は、次のとおりとする。

奈良県御所市大字蛇穴406番地の1 株式会社南都興産

（搬入の最終目的地）

第3条 汚泥の搬入の最終目的地（以下「事業場」という。）は、次のとおりとする。

奈良県御所市大字重阪329番地他12筆 株式会社南都興産 埋立最終処分場

（収集運搬日等）

第4条 汚泥の収集及び搬入（以下「収集運搬」という。）の作業日等は、次のとおりとする。

(1) 収集運搬日は、原則として月曜日から土曜日とする。ただし、日曜、祝日、盆休み及び年末年始等については、収集運搬業務は行わないものとする。

(2) 積込作業時間帯は、原則として、午前5時30分から午前6時30分までとする。

（委託期間）

第5条 業務の委託期間は、令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。

（単価）

第6条 単価は、収集運搬1t当たりの金額とする。

（汚泥の性状等）

第7条 汚泥の荷姿は、固形物及びバラであり、性状は次のとおりとする。

令和7年4月 ～令和8年3月	含水率（%）			比重
	平均値	最大値	最小値	
竜田川浄化センター（実績値）	80.4	82.5	78.4	1.04
山田川浄化センター（実績値）	79.6	80.0	79.3	1.07

（収集場所等）

第8条 収集場所及び事業場までの距離は、次のとおりとする。

(1) 収集場所 奈良県生駒市東山町201番地21

竜田川浄化センター

奈良県生駒市鹿ノ台東一丁目11番地13

山田川浄化センター

(2) 事業場までの距離 竜田川浄化センター 約35km

山田川浄化センター 約45km

（経路）

第9条 事業場までの経路は、五條市居伝町交差点を通り、テクノパーク内を経由して事

業場に行くものとする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。

(汚泥の収集運搬量等)

第10条 委託期間内における予定収集運搬量は462tとする。

(収集運搬計画予定)

第11条 発注者は、受注者に対して、収集運搬計画予定表を原則として、当該収集運搬月の10日前までに提示するものとする。ただし、緊急時等、特別に汚泥の搬出の必要が生じた場合については、受注者と協議するものとする。

(業務に必要な許可等)

第12条 受注者は、業務の履行に当たり、次の許可等を有していなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定による奈良県の産業廃棄物収集運搬業許可(品目:汚泥)

(2) 貨物自動車運送事業法第3条の規定による許可又は免許

(車両等)

第13条 業務に使用する車両(以下「車両」という。)は、次項に示す排出場所に進入でき、積込作業が可能な最大積載量6.5t以上11t未満のダンプ機能を有するものであること、かつシート等で全面覆蓋することができるとともに、汚泥の落ちこぼれ、臭気の飛散及び水垂れ等を起こさない構造を有するものであること。

2 車両のサイズ等は、下表に示す寸法内に収まるものであること。(別紙1、2、3、4参照)

ホッパー室寸法(m)	竜田川浄化センター	山田川浄化センター
シャッター高	3.4	3.1
シャッター幅	3.5	3.7
ホッパー高	3.4	3.1

3 車両は、貨物自動車運送事業法の規定による貨物運送事業用車両とし、かつ、奈良県の産業廃棄物収集運搬業許可(品目:汚泥)を有する車両とする。

4 受注者は、車両について、事前に生駒市に届け出ること。なお、当該車両を入れ替える場合は、必ず奈良県の産業廃棄物収集運搬業許可(品目:汚泥)を有する車両の変更手続きを行うとともに生駒市に届け出ること。

(汚泥の積込み)

第14条 受注者は、業務の履行に当たり、生駒市と事前に実施日及び積込時間等を協議し決定しなければならない。汚泥の積込時間は、収集運搬量の多少に関わらず、20分から30分までとする。

2 受注者は、汚泥の積込みが完了した時は、その都度、生駒市に積込量の確認を受けなければならない。

3 受注者は、業務の実施に当たっては、生駒市の指示に従わなければならない。

4 汚泥の計量は、事業場の重量計により、0.01 t 単位で行うものとする。

(汚泥の積込み作業方法)

第15条 竜田川浄化センター及び山田川浄化センターにおける積込方法は、次表のとおりとする。

積込方法	
1	汚泥搬出室にバックで進入
2	積込み前の計量（ケーキホッパー重量計）
3	汚泥ホッパーより汚泥の積込
4	積込み後の計量（ケーキホッパー重量計）
5	マニフェスト記入
6	汚泥搬出室より屋外へ移動
7	シート等で全面覆蓋
8	搬出

(事業場等における厳守事項)

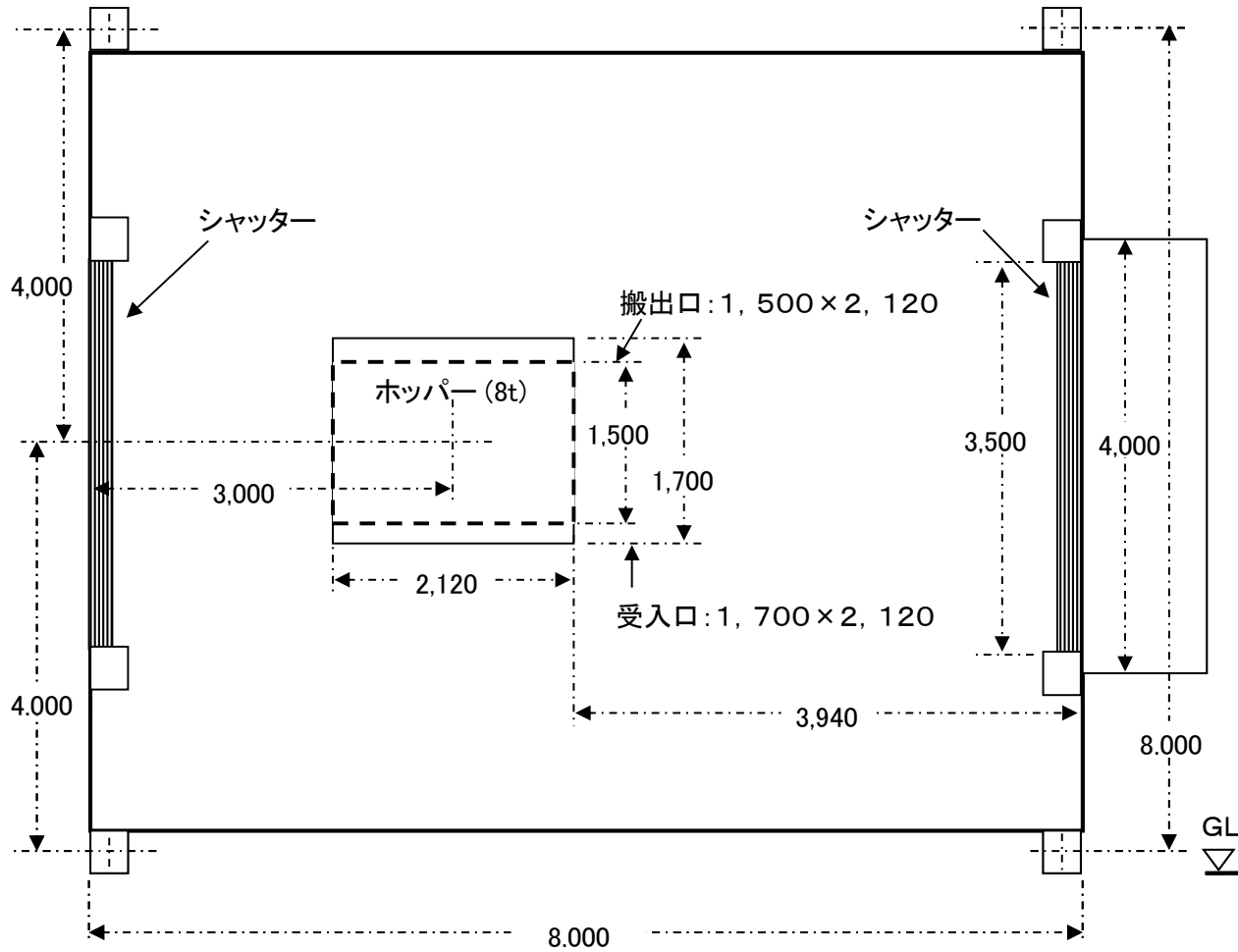
第16条 受注者は、処分業者と良好な関係を保たなければならない。

- 2 受注者は、事業場内を時速5 km以内で徐行し、事業場係員の指示に従い、作業時間内に搬入作業が完了することなどを厳守しなければならない。
- 3 受注者は、運搬中において汚泥が飛散、散乱などした場合には、受注者の責任において清掃しなければならない。
- 4 受注者は、業務の実施に当たり、事故等が発生した場合は、直ちに適切な処置を講じるとともに、生駒市に連絡しなければならない。

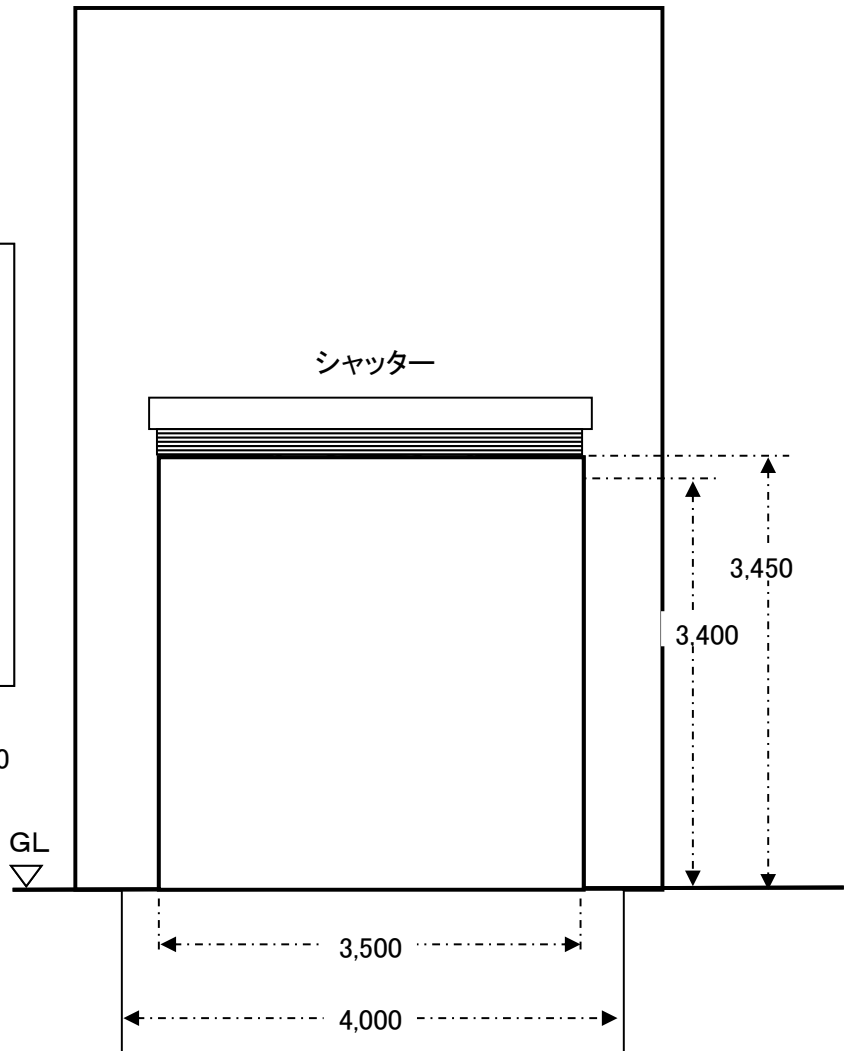
生駒市竜田川浄化センター汚泥搬出室平断面図

(別紙1)

平面図

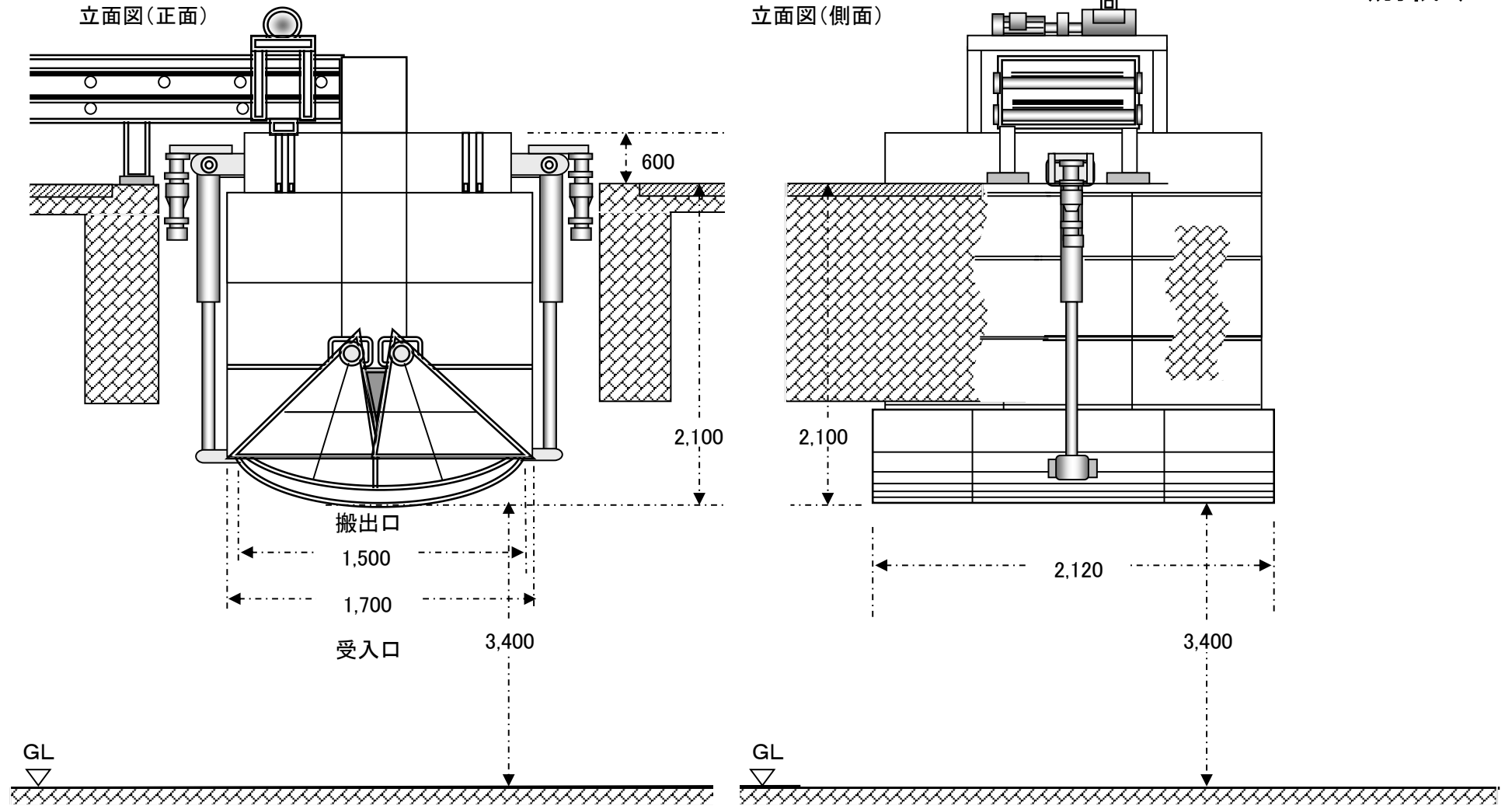


立面図



生駒市竜田川浄化センター汚泥搬出室平断面図

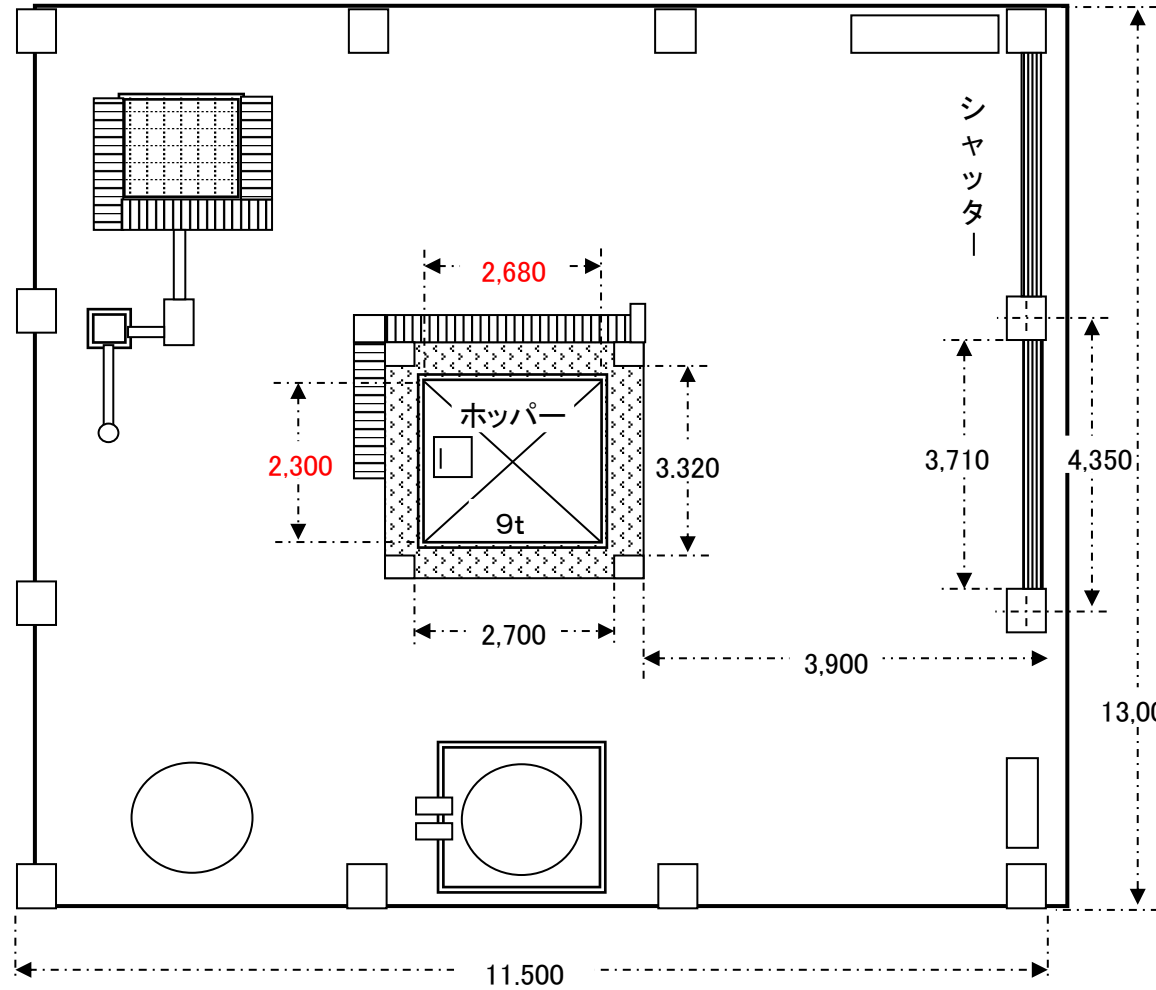
(別紙2)



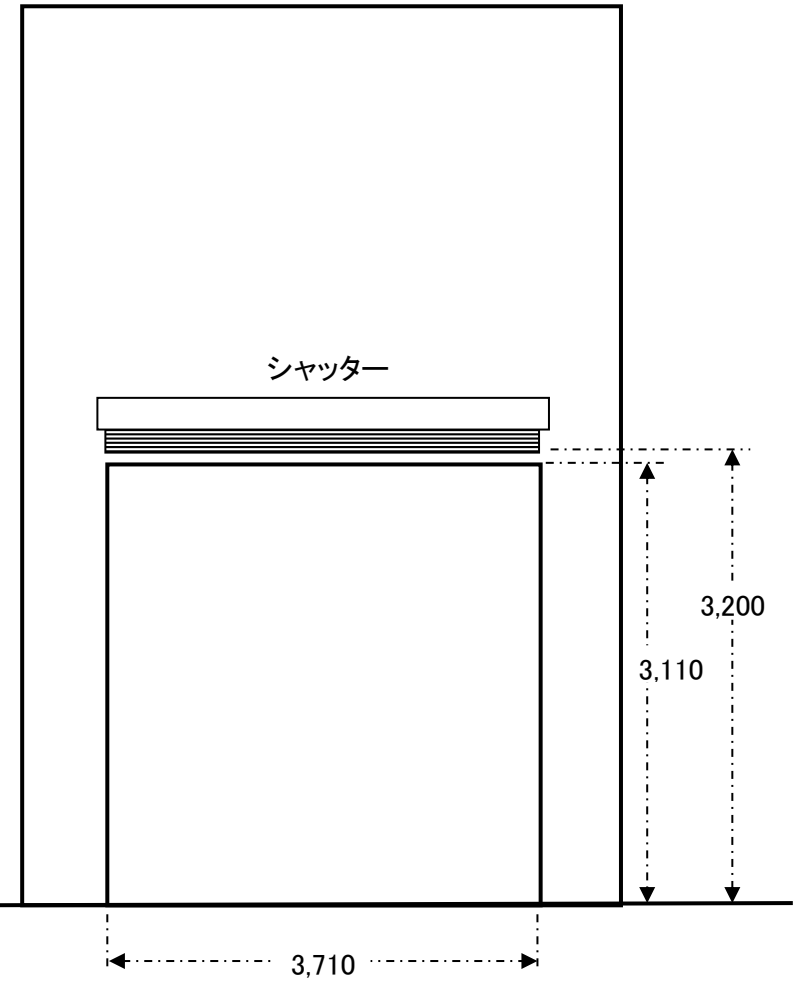
生駒市山田川浄化センター汚泥搬出室平断面図

(別紙3)

平面図



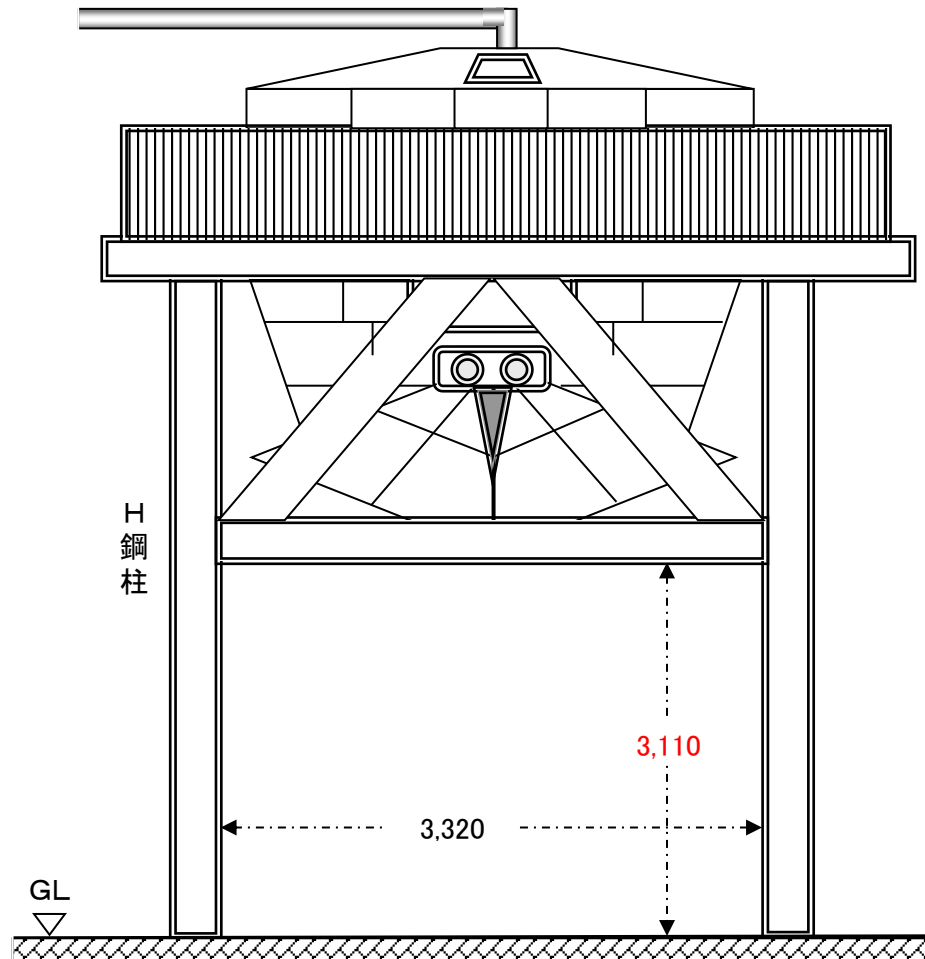
立面図



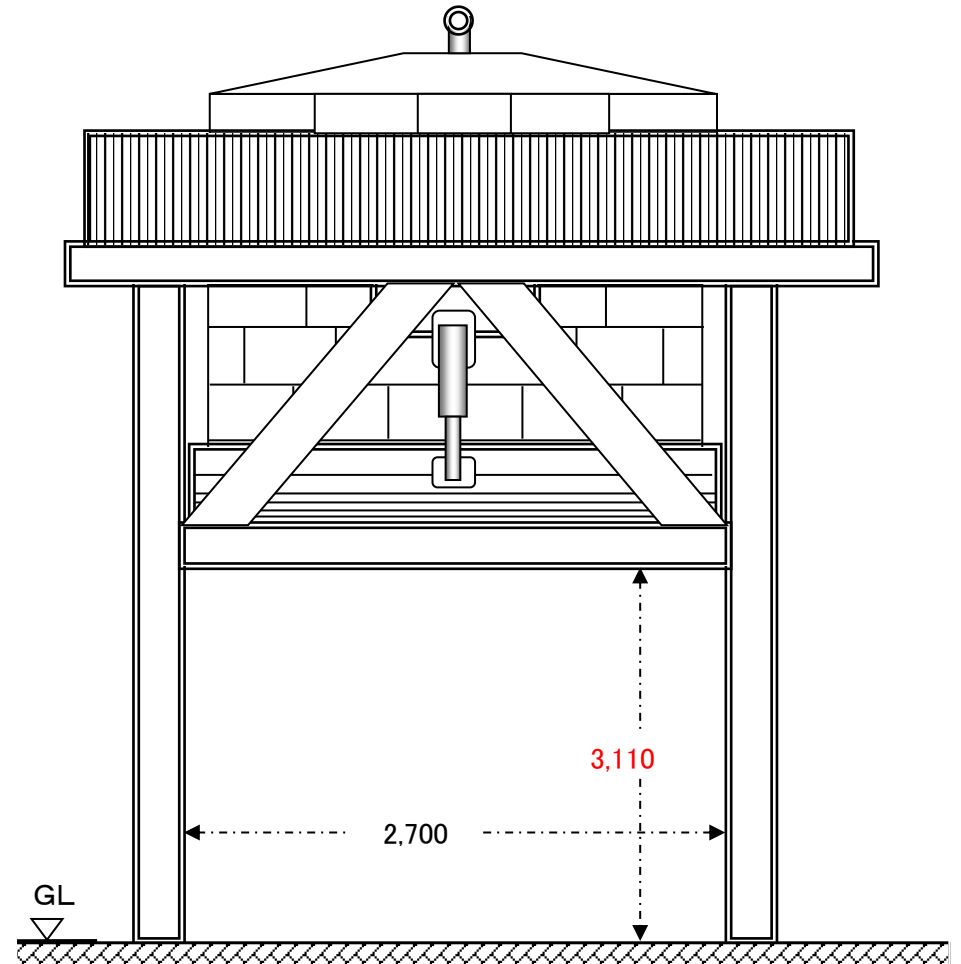
生駒市山田川浄化センター汚泥搬出室平断面図

(別紙4)

立面図(正面)



立面図(側面)



単価設計書

生駒市

課長		補佐 施設長		係長		主査		設計		検算		浄書			
年月日	令和 年 月 日														
委託業務名	令和8年度産業廃棄物収集運搬業務委託(陸上埋立)														
委託番号	第 号														
施工場所	生駒市東山町他地内														
設計金額	金 額														
	円						設計金額			円			消費税等相当額		

名称	汚泥処分業務					
種別	詳細	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
汚泥処分工		1	式			C-8'
直接作業費		1	式			
共通仮設費		1	式			
共通仮設費(率計上)		1	式			
純作業費		1	式			
現場管理費		1	式			
作業原価		1	式			
一般管理費等		1	式			
作業価格		1	式			
1t当り運搬費(税抜)						

名称	汚泥処分工					C-8'
種別	形状寸法	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
タンクコンテナ運搬工	10t	ton	352			D-9'
計						

名称	ダンプトラック運搬工(10t使用)					D-9'
種別	形状寸法	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
ダンプトラック運転工	246kw 10t	hr				E-15'
計						

名称	ダンプトラック運転工(10t使用)					E-15'
種別	形状寸法	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
軽油		L				
一般運転手		人				
ダンプトラック損料	246kw 10t	時間				
計						

名称	汚泥処分業務					
種別	詳細	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
汚泥処分工		1	式			C-8'
直接作業費		1	式			
共通仮設費		1	式			
共通仮設費(率計上)		1	式			
純作業費		1	式			
現場管理費		1	式			
作業原価		1	式			
一般管理費等		1	式			
作業価格		1	式			
1t当り運搬費(税抜)						

名称	汚泥処分工					C-8'
種別	形状寸法	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
タンクコンテナ運搬工	10t	ton	110			D-9'
計						

名称	ダンプトラック運搬工(10t使用)					D-9'
種別	形状寸法	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
ダンプトラック運転工	246kw 10t	hr				E-15'
計						

名称	ダンプトラック運転工(10t使用)					E-15'
種別	形状寸法	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
軽油		L				
一般運転手		人				
ダンプトラック損料	246kw 10t	時間				
計						